

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団

2026年度 大学生・大学院生 奨学生募集要項

< 設立趣意 >

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団は、倉石得一氏（オリエントアルモーター株式会社元社長）が私財を基に1978年に倉石育英会の名称で設立し、2009年には公益財団法人の認定を受け、これまでに3,194名の奨学生を採用しました。

経済的な理由で修学が困難な学徒に奨学援護を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

現在は、オリエントアルモーター株式会社の事業拠点の地域で奨学事業を行っています。

1. 出願資格 ※学内選考があります

- (1) 山形県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県・香川県内に在住、もしくは住民票の住所がある、または、上記6県内の大学・大学院に在学する者。
- (2) 経済的な事情により修学が困難であると認められ、学長の推薦のある者。
入学後に主な学資出資者が死亡・長期療養(入院等)・失業・その他の理由により学資支弁が困難になった者や、独立生計者を優先します。
- (3) 品行方正で向上心がある者。
- (4) 出願時の年齢が30歳未満である者。
学部生は2年生以上の者（1年生は応募不可）。
原則として標準修業年限である者（進級ができない見込みの者、長期留学予定者、途中卒業予定者、社会人からの学び直し※などは除きます）。※リカレント教育等標準修業年限を超える見込みの場合には、下記理由により学長の推薦のある者。
 - ①過去に長期療養等が必要な病気をした場合
 - ②過去に留学した場合
 - ③過去に経済的な事情により学費の支払が一時的に困難になった場合
 - ④過去に国等の要請に応じて、休学して公益事業等に参加した場合（青年海外協力隊への参加など）
 - ⑤本人が障がい者のため学業を継続する上で負担が大きい場合
 - ⑥その他、学長が上述内容と同等の事情があると特に認めた場合
- (5) 日本語で会話ができ、奨学生の義務を遂行できる者（国籍は問いません）。
- (6) 成績は問いません。応募者が募集予定人数を超えた場合は、評定平均が高い者を優先します。

2. 奨学金の内容

- (1) 返済 不要（給付型）
- (2) 給付金額 月額 60,000円
- (3) 給付期間 1年間（4月から3月まで）
- (4) 他の奨学金（給付型・貸与型）との併願、併用可

3. 奨学金の給付時期

7月、9月、12月の年3回に分けて給付（各回ともに4ヶ月分を一括給付）

4. 提出書類および提出方法 (1)、(2)～(5)を提出してください。

- (1) 願書2枚（記入例参照の上、所定用紙に出願学生本人が記入）→申請時は写真の貼付不要
- (2) ~~推薦書（所定用紙）~~→推薦者として決定後、学生生活支援課から依頼するため提出不要
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 生計維持者の収入証明書コピー※
→生計維持者（原則父母両方）の令和7年度（令和6年分）所得課税証明書（コピー可）
※記載省略のないもの

出願者ご本人から当財団への直接のお問合せやご応募は受け付けておりません。

必ず、大学を通じてご連絡、ご応募ください。

上記書類の提出期限は、大学の奨学金担当部署にご確認ください。

提出期限：2026年4月10日（金） 提出先：学生生活支援課（医・創造工・農学部でも取り次ぎ可）

5. 選考および結果の通知方法

書類審査の上、当財団の理事会で決定します。確認が必要な場合には面接を行います。

採用通知は、6月上旬に大学宛で書面にてお送りします。

6. 採用になった場合

採用通知と共にお送りする「誓約書」に奨学金の振込口座情報も記入して、当財団に提出していただきます。

当財団は、奨学金の振込先を「ゆうちょ銀行」に指定しておりますので、ゆうちょ銀行の奨学生本人名義の口座をお持ちでない場合は、直ちに口座開設を行っていただきます。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学金の給付日より1週間以内に、奨学金受領書を当財団宛に提出すること
- (2) 年1回、当財団が開催する懇談会に出席すること（会場までの交通費支給有り）
- (3) 年度末に、成績証明書・生活状況報告書・課題作文を当財団宛に提出すること
- (4) 住所・氏名の変更や、在学状況に変化がある場合は（休学・復学・転学・停学・留年・卒業延期の恐れ・その他の処分を受けたとき）、直ちに当財団事務局へ届け出ること

奨学生の義務を怠った場合、給付した奨学金の返還を求めることがあります。

8. 奨学金の停止及び廃止

(1) 奨学金の停止

- ①奨学生が休学、または長期にわたって欠席したとき

(2) 奨学金の廃止

- ①怪我や疾病などのため成業の見込がなくなったとき
- ②操行が不良となったとき
- ③転学、退学、理由がない休学をしたとき
- ④奨学金を必要としない理由が生じたとき（経済的な環境が好転したとき）
- ⑤出願の資格条件に不適合となったとき（※特別対応として次頁「9-（5）」参照）
- ⑥奨学生として適当でない事実があったとき

9. その他

- (1) 給付期間終了後の再応募は可とします。
- (2) 提出された応募書類は、採用の可否や理由の如何に関わらず返却しません。
また、不備があった場合は再提出いただくことがありますので、記入漏れや記入ミスがないか、提出前によくご確認ください。
- (3) 応募者の個人情報については当財団の業務以外では使用しません。
- (4) 卒業後の進路については、当財団は制約しません。
- (5) 特別対応として、採用通知後に通学面等の理由で転居し、本人の在住又は住民票の住所が、「1. 出願資格」の(1)に定める6県以外の地域に移った場合、採用年度に限り奨学生の資格を保有できるものとします。

以上

<担当窓口>

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団 事務局

TEL : 03-5826-2577

FAX : 03-5826-2571

メール : shogakuzaidan@orientalmotor.co.jp

■年間予定表（進捗確認にご利用ください）

<ご注意>

「義務」欄に「●」がついている内容は、「奨学生の義務」に定めているものです。
理由なく義務を果たせない場合には、奨学金の返納を求める場合があります。

確認	時期	義務	内容	流れ	備考
<input type="checkbox"/>	3月中旬		募集要項の送付	財団→大学	
<input type="checkbox"/>	5月18日		応募書類の提出	奨学生→大学→財団	
<input type="checkbox"/>	6月上旬		選考	財団	
<input type="checkbox"/>	6月上旬		採用通知の送付	財団→大学→奨学生	
<input type="checkbox"/>	6月26日		誓約書の提出	奨学生→大学→財団	ゆうちょ口座情報を記入
<input type="checkbox"/>	7月10日		奨学金の給付 (1回目)	財団→奨学生	
<input type="checkbox"/>	7月10日 ～7月17日	●	1回目奨学金の 受領書提出	奨学生→財団	給付日から一週間 以内に提出
<input type="checkbox"/>	7月下旬		懇談会の お知らせ送付	財団→奨学生	大学へも情報として送付
<input type="checkbox"/>	8月下旬 ～9月	●	懇談会の参加	奨学生	参加必須
<input type="checkbox"/>	9月11日		奨学金の給付 (2回目)	財団→奨学生	
<input type="checkbox"/>	9月11日 ～9月18日	●	2回目奨学金の 受領書提出	奨学生→財団	給付日から一週間 以内に提出
<input type="checkbox"/>	12月11日		奨学金の給付 (3回目)	財団→奨学生	
<input type="checkbox"/>	12月11日 ～12月18日	●	3回目奨学金の 受領書提出	奨学生→財団	給付日から一週間 以内に提出
<input type="checkbox"/>	12月下旬		年度末課題の お知らせ送付	財団→奨学生、大学	
<input type="checkbox"/>	翌年3月末	●	年度末課題提出	奨学生→大学→財団	成績証明書 生活状況報告書 課題作文